

消費税法

問1 (続き)

②について
I 各取引における消費税法の適用関係の概要 各取引は、下記IIに示す規定により、以下のように取り扱われると考える。
1. 外国法人X社に対する金型の輸出販売 1点 A社にとって当該販売は、課税の対象となり、輸出免税等に該当する。
2. 国内の下請け会社B社に対する製造の発注及び完成品の納品に係る支払 1点 下請け会社B社にとって完成品の納品は、課税の対象となり、輸出免税等に該当しない課税資産の譲渡等となる。したがって、A社にとってB社に対する支払は、国内における課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となる。
3. 運送会社C社に対する運送料(100,000円)の支払 2点 運送会社C社にとって金型の運送は、課税の対象となり、輸出免税等に該当しない課税資産の譲渡等となる。したがって、A社にとってC社に対する支払は、国内における課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となる。
4. 輸出業者D社に対する輸出申告手数料と運送・積み込み料(105,900円)の支払 2点 輸出業者D社にとって輸出申告及び運送・積み込みは、課税の対象となり、輸出免税等に該当する。したがって、A社にとってD社に対する支払は、国内における課税仕入れに該当せず、仕入税額控除の対象とならない。
II 規定の内容
1. 課税の対象：国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。
2. 資産の譲渡等：問1①ロにおいて解答
3. 国内取引の判定の原則 1点 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。 (1) 資産の譲渡又は貸付け→その譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所 (2) 役務の提供→その役務の提供が行われた場所
4. 課税資産の譲渡等：資産の譲渡等のうち、非課税とされるもの以外のものをいう。
5. 輸出免税等 2点 事業者(免税事業者を除く。)が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次のものについては、消費税を免除する。 (1) 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け (2) 外国貨物の荷役、運送、保管、検数、鑑定等の役務の提供 (3) その他一定のもの なお、輸出免税等の規定は、その課税資産の譲渡等が輸出免税等に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、証明がされたものでない場合には、適用しない。
6. 課税仕入れの定義 1点 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供(給与等を対価とする役務の提供を除く。)を受けること(当該他の者が事業としてその資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、輸出免税等により消費税が免除されるもの以外のものに限る。)をいう。

※ 参考：本試験における解答行数は、37行分

問 1 (続き)

③について
I 仕入税額控除の規定の適用関係の概要 3点
宗教法人Yにおいては、下記Ⅱに示す規定により、以下のように取り扱われると考える。 駐車場営業に伴う収入は、課税の対象となり、輸出免税等に該当しない課税資産の譲渡等として当課税期間における課税売上割合は、100%となる。 また、屋根の葺き替え工事費用の支払は、国内における課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となり、当課税期間における課税売上割合が95%以上であるため、その方法は、全額控除となる。 なお、宗教法人は、別表第3に掲げる法人であり、信者からの寄附金収入は特定収入に該当し、特定収入割合が5%を超えるため、仕入税額控除の計算に関して特例の規定が適用される。
Ⅱ 規定の内容
1. 課税売上割合：(1)の金額のうちに(2)の金額の占める割合をいう。 1点
(1) 事業者（免税事業者を除く。以下同じ。）がその課税期間中に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額から、その課税期間中に国内において行った資産の譲渡等に係る対価の返還等の金額の合計額を控除した残額
(2) 事業者がその課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等に係る対価の返還等の金額の合計額を控除した残額
2. 課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額控除の計算 1点
事業者（免税事業者を除く。以下同じ。）が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、一定の区分に応じ一定の日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額及びその課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額（「課税仕入れ等の税額」といい、附帯税相当額を除く。以下同じ。）の合計額を控除する。
3. 仕入税額控除の特例 5点
国若しくは地方公共団体の特別会計、公共法人、公益法人等又は人格のない社団等（免税事業者を除く。）が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、その課税仕入れ等の日の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入（一定のものを除く。以下「特定収入」という。）があり、かつ、特定収入割合が5%を超えるときは、簡易課税制度の適用を受ける場合を除き、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、原則により計算した場合におけるその課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として下記の一定の方法により計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、その金額は、その課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。
(1) 特定収入割合→ $\frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{特定収入の合計額}}$
(2) 一定の方法により計算した金額→①の金額と②の金額との合計額
① 課税仕入れ等に係る特定収入の合計額× $\frac{4}{105}$
② (課税仕入れ等の税額の合計額－①) ×調整割合
(3) 調整割合→ $\frac{\text{使途不特定の特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{使途不特定の特定収入の合計額}}$

※ 参考：本試験における解答行数は、37行分

消費税法

問2 -25点-

I 消費税法の適用関係の概要
①及び②については、下記Ⅱに示す規定により、以下のように取り扱われると考える。
①について 3点
個人事業者甲は、開業した年において消費税課税事業者選択届出書を提出したため、その提出した年から課税事業者に該当する。
課税事業者となった年又はその翌年に調整対象固定資産の課税仕入れを行った場合、その調整対象固定資産に係る消費税は、仕入税額控除の計算に係る。
また、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出は、原則、課税事業者選択の適用を受けることとなった課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後とされている。
しかし、仮に、課税事業者となった年又はその翌年に調整対象固定資産の課税仕入れを行い、その年において、消費税の還付を受けている場合には、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出の特例及び簡易課税制度の選択に関する特例の規定により、原則課税における課税売上割合が著しく減少したことに係る仕入税額控除の調整をし、納税回避に対する抑制を生じさせることがある。
②について 3点
設問の法人は、新設法人に該当し、その設立の事業年度及びその翌事業年度において課税事業者に該当する。
課税事業者となった設立の事業年度又はその翌事業年度に調整対象固定資産の課税仕入れを行った場合、その調整対象固定資産に係る消費税は、仕入税額控除の計算に係る。
また、設立の翌々事業年度に係る納税義務の有無の判定は、基準期間がある法人となり、原則、その基準期間における課税売上高により行われることとなる。
しかし、仮に、課税事業者となった設立の事業年度又はその翌事業年度に調整対象固定資産の課税仕入れを行い、その事業年度において、消費税の還付を受けている場合には、基準期間がない法人の納税義務免除の特例及び簡易課税制度の選択に関する特例の規定により、原則課税における課税売上割合が著しく減少したことに係る仕入税額控除の調整をし、納税回避に対する抑制を生じさせることがある。
2年以内に売却等により処分した場合 2点
調整対象固定資産をその仕入れを行った日から2年以内に売却等により処分した場合は、保有調整対象固定資産に該当せず、課税売上割合が著しく減少したことに係る仕入税額控除の調整はされないこととなる。
しかし、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出の特例、基準期間がない法人の納税義務免除の特例及び簡易課税制度の選択に関する特例の規定は、継続して適用されることとなる。

問2 (続き)

II 規定の内容
1. 課税事業者の選択 2点
小規模事業者に係る納税義務の免除の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下である課税期間につき消費税課税事業者選択届出書をその納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出日の属する課税期間の翌課税期間（その提出日の属する課税期間が事業者が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間、その他一定の課税期間である場合には、その課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間を除く。）中に国内において行う課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。
2. 消費税課税事業者選択不適用届出書 4点
(1) 届出書の提出
消費税課税事業者選択届出書を提出した事業者は、その適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、消費税課税事業者選択不適用届出書をその納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
(2) 提出制限
消費税課税事業者選択届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、課税事業者選択の適用を受けることとなった課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、消費税課税事業者選択不適用届出書を提出することができない。
(3) 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合
上記(1)の場合において、消費税課税事業者選択届出書を提出した事業者は、課税事業者選択の適用を受けることとなった課税期間の初日から同日以後2年を経過する日までの間に開始した各課税期間（簡易課税制度の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に国内において調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取り（以下「調整対象固定資産の仕入れ等」という。）を行った場合には、上記(2)にかかわらず、事業を廃止した場合を除き、その調整対象固定資産の仕入れ等の日（その調整対象固定資産の仕入れ等に係る国内課税仕入れ又は保税地域からの引取りの区分に応じてそれぞれに定める日をいう。以下同じ。）の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、消費税課税事業者選択不適用届出書を提出することができない。
3. 基準期間がない法人の納税義務免除の特例 4点
(1) 納税義務免除の特例
その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人その他一定のものを除く。）のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人（以下「新設法人」という。）については、その新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（課税事業者を選択している法人又は新設合併若しくは新設分割子法人の分割等により納税義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。
(2) 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合
上記(1)の新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（簡易課税制度の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その新設法人

消費税法

問2 (続き)

のその調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間及び課税事業者を選択している法人、又は新設合併、新設分割子法人の分割等若しくは上記(1)により納税義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。
4. 課税仕入れの定義：問1②において解答したものと同様
5. 仕入税額控除の計算 問1③において「課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額控除の計算」で解答したものと同様
6. 簡易課税制度の選択（調整対象固定資産の仕入れ等を行っている場合） 3点 簡易課税制度の適用を受けようとする事業者は、次に該当するときは、次のそれぞれの期間は、消費税法簡易課税制度選択届出書を提出することができない。
(1) 小規模事業者に係る納税義務の免除における調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の適用を受ける者である場合 その規定に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間
(2) 基準期間がない法人の納税義務の免除の特例における調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合に該当するとき その規定に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間
7. 課税売上割合が著しく減少したことに係る仕入税額控除の調整 4点 事業者（免税事業者を除く。）が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、これらの課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（その調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。）において、その事業者が第3年度の課税期間の末日においてその調整対象固定資産を有しており、かつ、第3年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間における課税売上割合（又は課税売上割合に準ずる割合。以下同じ。）に対して著しく減少したとして一定の場合に該当するときは、一定の金額に相当する消費税額をその者のその第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、その加算後又は控除後の金額をその課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。 上記における一定の金額に相当する消費税額とは、下記(1)の合計額から下記(2)の合計額を控除したものである。
(1) 調整対象基準税額×仕入れ等の課税期間における課税売上割合（仕入れ等の課税期間においてその保有調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合には、調整対象基準税額の合計額）
(2) 調整対象基準税額×通算課税売上割合

※ 参考：本試験においては、38行分の答案用紙が3枚分

I 納税義務の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間 における 課税売上 高	6,933,600 円 (121,121,374 円)	<p>〔納税義務の有無の判定〕</p> <p>【前々事業年度】 (原則) 基準期間がない。 $0 \leq 10,000,000$</p> <p>(特例) 事業年度開始の日における資本金の額が 1,000 万円未満 \therefore 納税義務なし。</p> <p>【前事業年度】 (原則) 基準期間がない。 $0 \leq 10,000,000$</p> <p>(特例) $\frac{(66,780,963 - 55,440,963) \times \frac{100}{105}}{12} \times 12 = 10,800,000$ $10,800,000 > 10,000,000$ \therefore H22.4.1~H22.7.31 は納税義務なし。 H22.8.1~H23.3.31 は納税義務あり。 [2]</p> <p>【当課税期間】 (原則) $\frac{26,733,465 - 25,000,065}{3} \times 12 = 6,933,600$ [2]</p> <p>$6,933,600 \leq 10,000,000$</p> <p>(特例) $6,933,600 +$</p> $\frac{\{(188,334,444 - 55,941,234) + (45,949,675 - 18,480,000)\} \times \frac{100}{105}}{12+4}$ $\times 12$ $= 121,121,374$ [2] $121,121,374 > 10,000,000$ \therefore 納税義務あり。

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課税標準 額	581,912,000 円 [2]	<p>〔課税標準額の計算〕</p> $486,787,707 + (24,339,385) + 3,840,000 + (192,000)$ $+ 60,000,000 + (3,000,000) + 4,977,560 + (248,878)$ $+ 10,800,000 + (540,000) + 14,100,250 + (705,012)$ $+ 139,800 + (6,990) + 1,267,200 + (63,360)$ $= 611,008,142$ $611,008,142 \times \frac{100}{105} = 581,912,516 \rightarrow 581,912,000$ <p>(千円未満切捨)</p>

消費税法

Ⅱ 課税標準額に対する消費税額の計算（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
課税標準額に対する消費税額	23,276,480 円 2	〔課税標準額に対する消費税額の計算〕 $581,912,000 \times 4\% = 23,276,480$

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課税売上割合	$\frac{581,812,267\text{円}}{1,120,831,849\text{円}}$ 2	〔課税売上割合の計算〕 (1) 4%課税取引 ① 581,912,516 ② $100,250 + (5,012) = 105,262$ $105,262 \times \frac{100}{105} = 100,249$ ③ ① - ② = 581,812,267 (2) 非課税取引 $90,800,000 + 395,069,980 + 1,007,835 + 51,360,000$ $+ 49,414 + 9,265 + 3,088 + 720,000 = 539,019,582$ 2 (3) 課税売上割合 $\frac{(1)}{(1)+(2)} = \frac{581,812,267}{1,120,831,849} = 0.5190\cdots < 95\%$ ∴ 按分計算必要
控除対象仕入税額	20,688,097 円 2	〔課税仕入れ等の税額の合計額の計算〕 (1) 課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額 ① 国内課税仕入れに係る消費税額 $\frac{415,191,961 + (20,759,598) - \{13,000,000 + (650,000)\} + 23,100,000}{2} + 8,831,414 + (441,570)$ $+ \frac{2,633,033 + (131,651)}{2} = 457,439,227$ $457,439,227 \times \frac{4}{105} = 17,426,256$ ② 上記に係る対価の返還等の金額に係る税額 $282,732 + (14,136) = 296,868$ $296,868 \times \frac{4}{105}$ $= 11,309$ 2

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>(2) その他の資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額</p> <p>① 国内課税仕入れに係る消費税額 $4,600,000 + (230,000) + 761,600 + (10,000) - 561,600 = 5,040,000$</p> <p>$5,040,000 \times \frac{4}{105} = 192,000$ [2]</p> <p>② 上記に係る対価の返還等の金額に係る税額 $64,286 + (3,214) = 67,500$</p> <p>$67,500 \times \frac{4}{105} = 2,571$ [2]</p> <p>(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額</p> <p>① 国内課税仕入れに係る消費税額 $43,908,986 + (2,195,449)$ [2] + 6,639,520 $+ 1,778,000 + (88,900) + 5,250 + 220,800 + (11,040)$ $+ 120,000 + 76,500 + (3,825) + 2,545,765 + (127,288)$ $+ 1,637,464 + (81,872) + 47,250 + 523,200 - 19,200$ $+ 1,215,519 + (60,775) + 3,600,000 + (180,000)$ [2] $+ 8,500,000 + (425,000) + 199,530 + (9,226) - 15,000$ $+ 15,178,259 + (758,913) + 1,155,610 + (57,748)$ $+ 6,613,932 + (330,696)$ $+ 2,283,700 + (25,000) - 1,783,700$ $+ 24,000 + (1,200) + 133,000 + (6,650)$ $+ 10,000 + 23,082,589 + (1,154,129)$ $+ 26,953,404 + 9,500,000 + (475,000)$ $+ 7,350,000 + (367,500) = 167,844,589$</p> <p>$167,844,589 \times \frac{4}{105} = 6,394,079$</p> <p>② 上記に係る対価の返還等の金額に係る税額 $2,213,050 + (110,652) = 2,323,702$</p> <p>$2,323,702 \times \frac{4}{105} = 88,521$ [2]</p> <p>(4) 課税仕入れ等の税額の合計額</p> <p>① 国内課税仕入れに係る消費税額 $(457,439,227 + 5,040,000 + 167,844,589) \times \frac{4}{105}$ $= 24,012,335$ [2]</p> <p>② 上記に係る対価の返還等の金額に係る税額 $(296,868 + 67,500 + 2,323,702) \times \frac{4}{105} = 102,402$</p>

消費税法

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>〔調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算〕</p> <p>1. 調整対象固定資産の判定</p> <p>B $123,000,000 \times \frac{100}{105} = 117,142,857 \geq 1,000,000$ \therefore 該当する。</p> <p>E $5,865,000 \times \frac{100}{105} = 5,585,714 \geq 1,000,000$ \therefore 該当する。</p> <p>F 免税事業者時の取得のため該当しない。②</p> <p>H $\frac{5,000,000}{14台} = 357,142 \times \frac{100}{105} = 340,135 < 1,000,000$ \therefore 該当しない。</p> <p>事務機 $(2,592,000 + 129,600) \times \frac{100}{105} = 2,592,000$ $\geq 1,000,000 \therefore$ 該当する。②</p> <p>※ ただし、B及びEは、仕入れ等の課税期間において 比例配分法により計算していないため、変動の調整の 対象とならない。</p> <p>2. 変動の調整</p> <p>(1) 仕入れ等の課税期間の課税売上割合</p> <p>① $(188,334,444 - 55,941,234) \times \frac{4}{105} = 126,088,771$</p> <p>② 55,941,234</p> <p>③ $\frac{①}{①+②} = \frac{126,088,771}{182,030,005} = 0.6926\cdots$ ②</p> <p>(2) 通算課税売上割合</p> <p>① $126,088,771 + (45,949,675 - 18,480,000) \times \frac{100}{105}$ $+ (305,708,147 - 147,383,927) \times \frac{100}{105} + 581,812,267$ $= 884,847,604$</p> <p>② $55,941,234 + 18,480,000 + 147,383,927$ $+ 539,019,582 = 760,824,743$</p> <p>③ $\frac{①}{①+②} = \frac{884,847,604}{1,645,672,347} = 0.5376\cdots$</p> <p>(3) 調整の要否</p> <p>① 変動率 $\frac{0.6926\cdots - 0.5376\cdots}{0.6926\cdots} < 50\%$</p> <p>② 変動差 $0.6926\cdots - 0.5376\cdots \geq 5\%$ \therefore 著しい減少に該当しない。②</p>
		<p>〔控除対象仕入税額の計算〕</p> <p>(1) 個別対応方式</p> <p>$17,426,256 - 11,309 + 6,394,079 \times \frac{581,812,267}{1,120,831,849}$ $- 88,521 \times \frac{581,812,267}{1,120,831,849} = 20,688,097$</p> <p>(2) 一括比例配分方式</p> <p>$24,012,335 \times \frac{581,812,267}{1,120,831,849} - 102,402 \times \frac{581,812,267}{1,120,831,849}$ $= 12,411,400$</p> <p>(3) 判定</p> <p>$20,688,097 > 12,411,400 \therefore 20,688,097$</p>

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
売上げの返還等対価に係る税額	4,009 円 □ ₂	〔売上げの返還等対価に係る税額の計算〕 $105,262 \times \frac{4}{105} = 4,009$
貸倒れに係る税額	1,585 円 □ ₂	〔貸倒れに係る税額の計算〕 $\{39,639 + (1,981)\} \times \frac{4}{105} = 1,585$
控除税額小計	20,693,691 円	〔控除税額小計の計算〕 $20,688,097 + 4,009 + 1,585 = 20,693,691$

Ⅳ 差引税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差引税額	2,582,700 円	〔差引税額又は控除不足還付税額の計算〕 $23,276,480 - 20,693,691 = 2,582,789 \rightarrow 2,582,700$ (百円未満切捨)

Ⅴ 中間納付額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	1,819,900 円 □ ₂	〔中間納付税額の計算〕 (1) 1 月中間申告 $\frac{3,600,000}{12} + \frac{400,000}{4} \times \frac{4}{12} = 333,333$ $333,333 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{不要}$ (2) 3 月中間申告 $\frac{3,600,000}{12} \times 3 + \frac{400,000}{4} \times \frac{4}{12} \times 3 = 999,999$ $999,999 \leq 1,000,000 \quad \therefore \text{不要}$ (3) 6 月中間申告 $\frac{3,600,000}{12} \times 6 + \frac{120,000}{12} \times \frac{4}{12} \times 6 = 1,819,999$ $1,819,999 > 240,000 \quad \therefore \text{必要}$ (4) 中間納付税額 1,819,900 (百円未満切捨)

Ⅵ 納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納付税額	762,800 円 □ ₂	〔納付税額の計算〕 $2,582,700 - 1,819,900 = 762,800$

消費税法【総評】

〔はじめに〕

毎年のことではあるが、本試験は、必ず受験生を焦らせる出題となっている。

理論問題については、近年、問1及び問2をあわせて50点の配点とし、設問ごとの配点が付されていない状況であり、答案用紙は解答枠の指定となっている。

また、本年度においては、規定を解答すること以外に、受験生自身の思考過程を解答させる問題が出題された。

計算については、平成21年度本試験で出題された期中における税抜経理処理に加え、吸収合併に係る納税義務の有無の判定及び中間納付税額の計算、変動の調整の計算（最終的には、著しい変動には該当しなかった。）も行う問題が出題された。

全体としてかなりの出題量となっており、解答に戸惑う項目もあったが、どのような状況にあっても大切なことは、「自分の学習を信じ、自分が解答できることを正解させていくこと」である。

〔第一問〕

問1

問1に対しての配点が不明ではあるが、25点の配点とした。

意義規定、収入又は支出が生じた場合における消費税法の適用関係を問うという、消費税法における基本的な規定の理解を確認する問題及び出題を予想していた国等に対する特例の規定を確認する問題であった。

解答の方法については、「適用関係について述べなさい」と問われているものは、規定を解答すること以外に、受験生自身の思考過程を示す必要があると思われる。

しかし、思考過程を示すことの難しさから規定の解答に重点をおいたであろうことを鑑みて、ボーダーラインは16点、合格確実ラインは20点であると考ええる。

問2

問2に対しての配点が不明ではあるが、25点の配点とした。

平成24年度において、平成22年度改正が影響するため、前もって確認するための出題を予想していたが、そのとおりとなった。

こちらも「適用関係について述べなさい」と問われているものは、規定を解答すること以外に、受験生自身の思考過程を示す必要があると思われる。

しかし、問1と同様に、思考過程を示すことの難しさから規定の解答に重点をおいたであろうことを鑑みて、ボーダーラインは16点、合格確実ラインは18点であると考ええる。

LECでは、直前答練講座において出題し、予想が的中していたものが多いので、高得点につながれば幸いである。

消費税法

〔第二問〕

吸収合併に係る納税義務の有無の判定及び変動の調整の計算における通算課税売上割合の計算については、難易度が高く、正解させることは困難であったと思う。

また、期中における経理処理が税抜経理であるため、計算に係る金額が、仮受消費税等及び仮払消費税等の分だけ多くなり、ケアレスミスが生じやすくなる。

全体としてかなりのボリュームであることに加え、吸収合併に係る納税義務の有無の判定及び中間納付税額の計算、変動の調整の計算（最終的には、著しい変動には該当しなかった。）も出題されたため、時間不足により、満足な解答をすることができなかったことと思う。

そのような状況において、課税標準額、課税標準額に対する消費税額、課税売上割合、課税仕入れの区分（課税資産の譲渡等のみ要するものに関するもの）、仕入れに係る対価の返還等に係る税額（課税資産の譲渡等のみ要するもの、その他の資産の譲渡等のみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに関するもの）、売上げの返還等対価に係る税額及び貸倒れに係る税額を正解させ、得点につなげて欲しいところである。

ボーダーラインは 30 点、合格確実ラインは 36 点であると考ええる。